

「MOA自然農法ガイドライン改定案に対する意見収集」に寄せられた
ご意見等の概要とご意見等に対する考え方について

平成27年11月
一般社団法人 MOA自然農法文化事業団

1. 概要

「MOA自然農法ガイドライン改定案に対する意見収集」を以下のとおり実施しました。

- (1)意見募集期間 : 平成27年3月15日から平成27年7月15日
- (2)告知方法 : ホームページでの告知および冊子での配布、説明会の開催
- (3)対象者 : 当事業団生産者会員、関連する流通販売業者、消費者グループ代表など
- (4)意見の提出方法 : ファクシミリ、郵送

2. 提出件数

164件

内訳 : 生産者90件、消費者45件、流通業者10件、その他19件

3. ご意見の概要

お寄せいただきましたご意見を整理しましたところ、おおむね次の3点に対するご意見が数多くありました。

- (1)自然農法A(仮称)について
- (2)自然農法B(仮称)を有機JASと同じ基準のものとする事について
- (3)自然農法は無農薬との誤った認識について

その他には、表示、転換期間、資材、広報活動に関するご意見がありました。

4. ご意見を踏まえた改定案の修正

ご意見を踏まえ、現在、当事業団として、次のような改定案の修正を検討しています。

- (1)改定案で示しました自然農法A(仮称)の格付けは、時期尚早であり、見送るべきと判断します。
- (2)しかしながら、格付をしない場合、改定の願いの一つである、資材に頼らず土本来の偉力を発揮する本来の自然農法を目指す生産者を拡大する方向性を示すことができなくなります。そのため、現行の自然農法の枠内で「動物性資材不使用」等の条件を満たした農地で栽培された農産物にはそのような文字での表記ができるようにするのが良いと考えます。
- (3)今回の改定の願いは、有機JAS、エコファーマー、独自ブランド等様々な表示の付いた農産物が店頭に並ぶようになる中で、消費者から、表示だけではどのように栽培された農産物なのかが分かりにくく不安との声を解消することです。このため、現行の自然農法の範囲を有機JAS規格に準じたものにするのは改定案通りとするべきと考えます。
- (5)しかしながら、生産者の皆さんには、今回の改定によって資材に頼らず土本来の偉力を発揮する本来の自然農法を目指していただくことが願いであり、有機JASで認められた資材の使用を薦めるものではないことをご理解いただけるよう努力致します。
- (6)現行のMOA特別栽培を自然農法C(仮称)としないようにします。
- (7)自然農法マークをロゴマークにし統一して使用することは止め、現行のマークを活用するようにしたいと考えます。

以下、代表的なご意見とそれらに対する考え方を示すと共にその他の項目については、理解を深めていただくために解説を付けさせていただきました。

この表中では、改定案で示した自然農法A, B, Cの名称で記載されています。この名称は仮称であり、上記の修正の考え方も示しましたように、現行の名称を活用することを検討してまいりますので、誤解されないようご注意くださいようお願い致します。

番号	テーマ	代表的な意見	基本的な考え方
1	自然農法A(仮称)	①自然農法A、B、C(仮称)の分類はわかりにくい。 ②自然農法A(仮称)だけ自然農法とし、他は別の名称にした方が良い。 ③MOA自然農法A(仮称)が一番良いことが分かりづらい。 ④化学物質過敏症で悩む方は、作物の種が大丈夫かと尋ねてくれます。 ⑤大豆かす、米ぬか、油粕は有機肥料なのに自然農法A(仮称)に使えるのですか。 ⑥Bが普通で、Aは特別良いものという印象を与えるようにこれまでのマークに他の違うマークを足した方が良くと思います。	<p>多くの意見から、改定案で示しました自然農法A(仮称)の格付けは時期尚早であり、見送るべきと判断しています。しかしながら、格付をしない場合、改定の願いの一つである、資材に頼らず土本来の偉力を発揮する本来の自然農法を目指す生産者を拡大する方向性を示すことができなくなります。そのため、現行の自然農法の枠内で「動物性資材不使用」等の条件を満たした農地で栽培された農産物にはそのような文字での表記ができるようにしたいと考えます。</p> <p>自家採種や無施肥での栽培のみをAランクにすべきという意見もありましたが、そのような栽培を行う生産者が増え、格付が必要になった段階で見直すのが良いと考えます。</p> <p>「植物性資材のみ」の表示が良いとの意見がありましたが、消費者は動物性資材の有無に関心があるため「動物性資材不使用」とするのが良いと考えます。</p>

2	自然農法B（仮称）	<p>④自然農法A（仮称）から比べると自然農法B（仮称）はかなり緩和されているようで、消費者から見た目不安があるように思われます。</p> <p>⑤使用できる資材一覧で自然農法B（仮称）の使用可の数の多く、これだったら信用がなくなると思います。</p>	<p>今回は前項で示したような、文字での表記ができるようにして有機農産物との違いを示すことができるようにする一方で、消費者に分かりやすくするために、現行の自然農法の範囲を有機JAS規格に準じたものにしたいと考えています。</p> <p>生産者に特にご理解いただきたいのは、資材に頼らず土本来の偉力を発揮する本来の自然農法を目指していただくことが改定の願いであり、有機JASで認められた資材の使用を薦めるものではないということです。また、MOA特別栽培をされている生産者には、今回の改定によって自然農法への転換にチャレンジしていただくことを期待しています。</p>
3	自然農法B（仮称）を有機JASと同じ基準のものとする	<p>①AとBの間にもう一つ動物性資材を使用でも無農薬であることがわかる表示が必要と思います。</p> <p>②有機JASは文字表示に必要ない。</p> <p>③AとBのマークを並べてみた場合は違いが分かりますが、個別で見た場合、「有機JAS」の言葉の方が強く、一般の方には明らかにBの方が優位なマークとなると思われます。</p> <p>④自然農法B（仮称）は従来（無農薬、無化学肥料）の基準の方が安心して買えるので、有機JASに合わせる必要ない。</p> <p>⑤MOA自然農法は有機栽培とは一線を画すものであってほしい。</p> <p>⑥有機農産物の内容を自然農法に取り入れることは、有機生産者が多く、横の拡がりを持って仲間づくりしやすい。</p> <p>⑦A、Bの内容も段階的に必要なことだと思いますが、無肥料のランクも作って頂けたらと思います。</p> <p>⑧種についての表示も消費者の方に求められることが増えてきています。自家採種、固定種、F1など表示すると親切だと思います。</p>	<p>今回の改定のもう一つの願いは、有機JAS、エコファーマー、独自ブランド等様々な表示の付いた農産物が店頭に並ぶようになる中で、消費者から、表示だけではどのように栽培された農産物なのか分かりにくく不安との声を解消することです。生産者から、栽培内容によって準自然農法等に細分化するとの意見をいただきましたが、さらなる表示の混乱を招く恐れがあると考えます。</p> <p>一般には、法律で定められた有機JAS規格がスタンダードになりつつあります。その規格に則って使用が認められた農薬や肥料を制限的に使用する有機農産物と事業団が独自に認可した資材を使用して栽培した自然農法農産物では何がどう違うのか消費者には分かりづらく、国と私どもとの間で使用可能な資材についての見解が違うことで消費者に混乱を招くことが考えられます。</p> <p>このため、今回は前項で示したような、文字での表記ができるようにして有機農産物との違いを示すことができるようにする一方で、消費者に分かりやすくするために、現行の自然農法の範囲を有機JAS規格に準じたものにしたいと考えています。</p> <p>自然農法B（仮称）を「MOA有機栽培」等の名称に変更するとの意見がありましたが、「有機」や「オーガニック」という言葉の使用は有機JAS法で禁じられており、そのような表記ができません。現行の自然農法ガイドラインに則って取り組んでいる生産者が多くいますので、自然農法B（仮称）は「自然農法」の名称にするのが良いと考えます。</p> <p>マーク表示のあり方は、現行の自然農法マークをそのまま活かすこととし、「有機JASに準じている」等の文字表記はせず、チラシ、パンフレット等で有機JASに準じていることを広報していくことを考えています。</p>
		<p>①この改定では自然農法B（仮称）が無農薬と言えなくなるのではないか。</p> <p>②MOAは「一切農薬を使っていない」と思い込んでいる消費者も相当数いると思います。表示の方法も消費者の勝手な受け止め方で都合の良い方に感じてしまい、「虫に食われていても</p>	<p>平成11年に有機表示が法制化されることで、無農薬の表示が増え、優良誤認に繋がりました。このことが景品表示法に触れ、農薬で消毒及びコーティングした種子を使用した栽培では無農薬の表示ができなくなりました。</p> <p>自然農法、有機JAS規格で認められている農薬を使用した場合も無</p>

4	自然農法は無農薬との誤った認識	農薬を使っていないので勘弁してほしい」なんて思うことも多々あります。言い換えれば、表示は言い訳の様な気がします。それよりもMOAの栽培法のアピールを世間にしてほしいと思います。「有機JASでは使用が認められている農薬があって、自然農法では農薬不使用が基本」がある意味、有機JASと明確な区別であって、自然農法の価値であったと思います。	農薬という表示はできません。国の特別栽培に基づく表示では、有機JAS規格で認められた農薬はカウントを除外されており、「栽培期間中農薬不使用」と表示されています。（特別栽培ガイドラインでいう栽培期間中とは、播種前の耕起から、収穫までを指します。） 現行の自然農法ガイドラインでは、農薬を使用しない種子については入手困難なため、一般の種子の使用を認めています。ゆえに、農薬が使用されている種子で栽培した自然農法の農産物には「無農薬」とは表示できません。このことは、有機JASでも同様です。
5		マーク表示がわかりにくいという意見を改善すると言いつつ、今までのAランク商品のマークを全部に使い、変更後も同一デザインでは、理解する人までを混乱させる。詐欺感を受ける。	意見収集の前の調査から、消費者がマークより文字表示を望んでいることが分かりました。このため、今回の改定案では文字表示を入れ、分かりやすくするようにしました。マークにつきましては必要か否かの検討をしましたが、なくすのはもったいないとの判断から、改定案では、現在使用している自然農法のマークを団体のロゴマークとして使い、枠組みについて文字表記で示す提案をしました。しかしながら、今回、多くの方から分かりづらいとのご意見をいただきましたことから、ロゴマークとして使用することはせず、消費者が混乱しないようなマーク表示で対応したいと考えています。
6		自然農法A（仮称）のマーク表示について、「栽培期間中」は不要では。農薬・化学肥料・動物性資材不使用とする。説明文字を大きくした方が良いと思います。	「栽培期間中」とは播種前の耕起から、収穫までの期間を言います。自然農法ガイドラインでは、自然農法で育成した種子はまだまだ入手が困難であるため、やむを得ず一般の種子の使用を認めています。厳密に言いますと、農薬を使用した種子で栽培された自然農法の農産物には「農薬不使用」という表示ができません。その場合、「栽培期間中」の文字表記が必要となります。
7		全部に「おひさまマーク」を付けてしまうと一番良いランクがわからなくなる。色の違いだけで消費者は理解できるのでしょうか。マークは現行の方が分かり易いと思います（複数意見）。	多くの意見をいただき、現行のマーク表示を活用する方向で検討します。
8		改定案自体は消費者に親切で良いと思います。しかし、シールが大きいと袋に貼りにくい（袋のデザインの上にかぶってしまいそう）という点があります（複数意見）。	表示方法の検討の際、考慮させていただきます。
9		MOA特別栽培を自然農法C（仮称）とするのはおかしい（複数意見）。	MOA特別栽培を自然農法C（仮称）の名称にすることはしないようにします。
10		自然農法C（仮称）は「化学肥料不使用」を明示した方が良い	今回の改定では、マークだけでなく、文字による表示を貼付するようにして、特別栽培には農薬の削減割合と化学肥料不使用の表示をすることを提案しています。

11	消費者として「自然農法と有機農法の違い」が一番判断に困っている点です。その点を明確にするうえではMOA自然農法B（仮称）（仮称）の枠はわかりやすいです。また、説明しやすいチラシ等をお願いします。	ご指摘の点は今回の改定の願いの一つでもあります。このため、自然農法が目指すところを示し、それによって栽培された農産物には文字表記ができるようにし、有機JASとの違いを明確にしたいと考えています。
12	自然農法A（仮称）、Bについて、よく勉強し、知識のある方でないとBのほうが有機JASに準じているということで品物がより安全と感じるのではないのでしょうか。	自然農法B（仮称）の文字表示「有機JASに準じる」とするのは、多くの意見から誤解を招きやすいので、使わない方向で考えます。
13	自然農法C（仮称）について。農薬がどれくらい減になっているのか知りたいです。	今回の改定で、マークと共に文字表示で農薬の削減割合を表示します。
14	自然農法C（仮称）の農薬〇〇減とありますが、行政や作物によって使用回数が違うので、具体的にはガイドライン上のどこで記載するのか、マーク上での記載の仕方を工夫してほしい。	マークと共に文字表示で、農薬使用の削減割合がわかるようにマーク内に示します。
15	マークの色について、MOA自然農法A（仮称）、B、C、転換期間中に文字表示があることで分かり易く安全で安心度が高まります。自然農法A（仮称）はゴールド色など明るいイメージが良いです（色に関する意見は複数ありました）。	ご意見を参考に分かりやすくなるように検討します。
16	マーク表示について。MOA特別栽培、自然農法C（仮称）について、（〇削減）という書き方をして、今日までのように消費者に理解が得られるのか？不安があります。	意見収集前の調査から、消費者はマークより、文字表示を望んでいることがわかっています。このため、文字表示を添付することを改定案に入れました。今後はチラシやパンフレット等でより理解していただけますように努めます。
17	特別栽培の名称は、広く使われているのでそのまま使用し、削減割合を表示すると良い。	MOA特別栽培を自然農法C（仮称）の名称にすると分かりにくいとの意見を多くいただきましたので、自然農法C（仮称）は使わず、これまでの名称（MOA特別栽培）とし、消費者によりわかりやすいよう削減割合を併記する方向で検討します。
18	文字を加えた表示は分かり易くなるので良いと思います。転換期間中のマークにも内容もわかるよう文字表記した方が良い。（農薬・肥料を使わないで栽培2年以内など）	転換期間中の文字表示について検討します。

19	MOA自然農法をAとBにわけるとは自然農法の意味を誤解される可能性が大きいと思います。自然農法B（仮称）の名称を止めて有機農法と明記した方が良いと考えます。	有機農業、有機農法の名称は、有機JAS法で認証を取得した人以外が使用することは禁止されています。また、多くの意見から自然農法B（仮称）の名称を使用しない方向で考えています。
20	MOA特別栽培の改定案は手間がかかりすぎる。	削減割合の表示は多くの消費者が望まれていることであり、スーパー等の店舗でも普通に見られるようになってきています。今回の改定で、MOA特別栽培がより農薬を削減していることを消費者に理解いただけるようになると捉えています。
21	A・B・CはAが一番良くて…というランク付けではなく、農家さんのそれぞれの価値観、取り組み方の違いとして表現されているとお客様も気持ちよく選べると思います。	農家さんそれぞれの価値観や努力については個別に消費者に分かりやすい文字表示等で、お伝えできるようにしたいと考えています。
22	自然農法B（仮称）から自然農法A（仮称）への移行の場合、転換期間を設けない理由はどうしてですか。土壌の残渣（動物性・農薬等）で転換期間は必要だと思います。	自然農法C（仮称）から自然農法A（仮称）に移行する場合は、栽培の内容が大幅に変わるため、転換期間を設ける必要があると考えますが、自然農法B（仮称）から自然農法A（仮称）に移行する場合は、動物性資材から植物性資材への変更だけなので特に転換期間を設ける必要はないと考えます。
23	有機JASの認証を取得していないけれど10年以上前より自然農法をしている時はどうなりますか。	過去2年間、自然農法ガイドラインに準じて栽培を行ってきたことがわかる栽培の記録があれば、自然農法の農地として認められます。
24	何年も除草剤、農薬を使用していない土地で野菜を作るときはどうなりますか？	過去、除草剤、農薬を使わず管理されてきた証明と過去2年間自然農法ガイドラインに準じて栽培を行ってきたことを示す栽培の記録があれば、自然農法の農地として認められます。
25	有機JASと同等の栽培をしている人や有機JASから自然農法を行う人の転換期間は？	有機JASから移行する人は、転換期間は設けていません。有機JASと同等の栽培を行っている人は、過去2年間、自然農法ガイドラインに準じ栽培を行ってきた栽培記録があれば、自然農法の農地として認められます。
26	転換期間中にも栽培内容を記載した方が良いと思います。	転換期間中は期間の問題で、栽培内容は自然農法に準じます。
27	特別栽培から自然農法A（仮称）へ転換する場合、転換期間はあるのですか。	特別栽培から自然農法へ移行する場合は、転換期間として2年を経て自然農法の表示ができます。
28	自然農法には転換期間中があるのに有機JASに無いのはおかしい。	有機JASも自然農法と同じ2年間の転換期間があります。

29	「有機JASに準じる」としていますが、有機JASは認定機関によって認可資材が異なるのではないのでしょうか。また、自然農法B（仮称）に使用される資材の検討はどうなるのでしょうか？	有機JASで使用が可能な資材に関しては、国の指導のもとに第三者機関である有機JAS資材評価協議会があり、有機JASで使用が可能な資材をホームページ等（ http://www.yuhyokyo.com/ ）で公表しています。今回の改定では、ここに掲載されている資材を自然農法でも使用ができるようにする案を示しています。
30	自然農法A（仮称）について使用した農薬が表示されるのですか？	プレミアムでは、種子について農薬が使われる場合があります。このため、表示は「栽培期間中農薬不使用」となります。 自家採種や無消毒の種子を活用されている方は、個別表示で消費者に分かりやすく伝えることをお勧めします。
31	肥料及び土壌改良資材について、多少は畑に入れないと生産者としては生活費が出せません。	自然農法A（仮称）は、資材に頼らず土本来の偉力を発揮する本来の自然農法を目指してほしいとの願いがあります。現行の自然農法ガイドラインは、個々の生産者のほ場の状況、実施年数、経営等が違いますので、それらに合わせて取り組んでいただけるようになっていきます。担当の普及員と話し合い、できるところから進めていただくことを望みます。 また、自然農法B（仮称）ではこれまでと同じように補助資材として、有機質資材および土壌改良剤は使えます。
32	一般の稲ワラ・麦わらの使用についてはどうなのか。	自然農法により生産された稲ワラ、麦わらを使用することは一番良いと考えます。しかし現状では、自家製の堆肥や敷き草等を賄うだけの稲ワラ、麦わらを自然農法産で確保することはむずかしいと考えられますので、現時点では一般の稲ワラ、麦わらの使用を可とします。
33	輸入材木に対する防虫剤、塩溶についてはどうなのか。	自然農法ガイドラインでは、建築廃材、長期に海水に浸水された輸入木材等の使用は禁止されています。
34	下水汚泥についてはどうなのか	自然農法ガイドライン、有機JASでは認められていません。
35	自然農法A（仮称）にて魚かす、魚由来の資材など使えない物が多い。納得がいかない（複数意見）。	自然農法では、土壌に施す素材はその立地に合わせて選ぶことを基本としています。例えば畑地では、稲ワラや藁などの水生植物ではなく、野草などを使用します。魚かす等は自然農法で使用できますが、資材に頼らず、土本来の偉力を発揮させるとの観点から、可能な限りの無施肥を目指しており、過剰施肥につながる動物性肥料を外しました。
36	魚かす・畜産排泄物について魚や肉を人間は食べている以上、たくさん出てくるのでこれを環境保全のため処理し、有効活用することは大切と考えます。	環境保全の観点から、畜産排泄物等の有効利用は大切です。自然農法ガイドラインでは、暫定的な使用を認めています。しかしながら、土壌に施す資材はその立地に合わせて選ぶことを基本としています。例えば畑地では、稲ワラや藁などの水生植物ではなく、野草などの使用を奨励することとしました。

37	今は酸性雨が多量のためほうれん草が出来なくなり、苦土石灰を入れて春作のハウレンソウは良くできました。害になるのでしょうか？自然農法A（仮称）として認めて欲しい（複数意見）。	苦土石灰を連用すると土が固くなることがありますので、酸度矯正は毎年行うのではなく、土壌診断に基づいて矯正することを勧めます。自然堆肥等を施すことで、土壌のpHは中性に近づきます。土を固めず、根伸びを良くすることで、栽培が可能になりますので自然農法A（仮称）での使用は不可としました。
38	おからの大豆が外国産の場合は？	現状では国産大豆の生産量が少なく入手が難しいことから、現時点では外国産のものを使えることとしています。
39	塩化ナトリウムがAでは使用不可になる理由を知りたい。にがりは豆腐を作るのに必要なものでおから堆肥が使えて、塩化ナトリウムが使用できないのはおかしい。	自然農法A（仮称）の基本的な考えでは、自然に順応するとの観点から、土壌に施す素材はその立地に合わせて選ぶこととしています。例えば畑地では、稲ワラや葎などの水生植物ではなく、野草などを使用します。このことから、海産物（魚に関わる資材、海藻、貝等）は使用不可としました。また、岩石の塩化ナトリウムもありますが、外国由来のものが多いため使用不可としました。
40	天然リン鉱石、天然硫酸苦土、天然水酸化苦土、微量元素は現行でも使えるようにすべき。特に新規の農地は強酸性やアルカリ化、石灰過剰苦土欠乏、有効態リン酸がほとんどない等の問題を抱えていることが多く、土壌改良剤を用いて一定の土壌改良をしないと緑肥も育たない。同じ資材であっても、必要な場合と資材に頼った栽培に使われる両方なので資材の側で線引きをすることは正しくないと思います。	自然農法A（仮称）は資材に頼らず土本来の偉力を発揮する本来の自然農法を目指していますので使用できませんが、自然農法B（仮称）で使用ができます。
41	グアノリンサン、貝化石は使えないのでしょうか	自然農法A（仮称）は資材に頼らず土本来の偉力を発揮する本来の自然農法を目指していますので使用できませんが、自然農法B（仮称）では使用ができます。
42	草木灰は、自然にはなく人為的ですが、自然農法A（仮称）で使えるのですか。	植物性なので使用ができると考えています。
43	草木灰は自然農法A（仮称）では使用できるようになっていますが、福島県やその近くの県では灰に、東電の原発事故による放射能汚染により、万単位のベクレルが検出されているので、許容数値を示さなければならないと思います。	市販されているものは許容数値内と考え、使用できます。
44	ヨーグルトは動物性資材ではないのですか？	多くの意見から動物由来の牛乳、ヨーグルト等は、動物性資材と捉えるのが妥当と考えます。
45	食酢について。「醸造酢」と「合成酢」の製法の違いはありますが、一括して「食酢」という指定で良いのでしょうか？	「醸造酢」「合成酢」両方とも食酢と考えています。

資材

46		農薬について。どこに属するのかわからないが、目的から考えると殺虫としますので「木酢」「竹酢」「牛乳」等の記載は必要ないのでしょうか。	「木酢」「竹酢」「牛乳」等は農薬としては使用できません。
47		自然の石鹸についてはどうなのか。	自然農法A（仮称）は資材に頼らず土本来の偉力を発揮する本来の自然農法を目指していますので使用できませんが、自然農法B（仮称）で使用ができます。
48		焼酎の使用についてはどうなのか。	自然農法A（仮称）は資材に頼らず土本来の偉力を発揮する本来の自然農法を目指していますので使用できませんが、自然農法B（仮称）で使用ができます。
49		紙マルチの使用が自然農法B（仮称）となっている理由が知りたい（複数意見）。	紙マルチは、原材料を農業資材まで加工する過程で化学物質が添加されていないものに限られており、条件付きの使用可であることを考え、自然農法B（仮称）では使用できますが、自然農法A（仮称）では使用不可としました。
50		現在のほ場は自然農法を始めて3年目です。牧草地であったこともあり強雑草は弱ならず、マルチを使用しています。肥料及び農薬は自然農法A（仮称）をクリアしていますが、マルチ使用だけで自然農法B（仮称）となるのは不本意です。この場合、動物性資材は不使用であり、自然農法A（仮称）だけに明	黒マルチ、寒冷紗等は、自然農法A（仮称）で使用ができるとしました。
51		キウイフルーツの追熟処理に使用するエチレンは今迄通り自然農法としては使用できないのかどうか？	自然農法A（仮称）は資材に頼らず土本来の偉力を発揮する本来の自然農法を目指していますので使用できませんが、自然農法B（仮称）で使用ができます。
52		ナス科ウリ科果菜類購入苗について、自然農法をうたっているのに、苗に化学肥料使用の苗を使っていて自然農法とするのは納得できません。易きに流され、自然農法B（仮称）にしてしまう人が多いのでは？	今回の改定は、あくまで土の偉力を発揮させて行う自然農法をより多くの方に取り組んでいただきたいという願いがあります。栽培に使える資材、方法が増えたからといって、それらの使用を勧めているのではなく、努力した点については個別表示で消費者の方へ知らせていくことを推進したいと考えています。
53	広報活動	自然農法A（仮称）の説明文は理解できるかもしれませんが、自然農法B（仮称）の「有機JASに準じる」は有機JAS法の内容を理解してない人には分かりづらいです。また、転換期間中の説明文も知らない人にはとっても分かりづらいですので、店頭における農産物への分かりやすい説明やポップを活用する努力が必要だと思います（複数意見）。	店頭に設置できるチラシやパンフレットを作成し、できるだけ理解していただけるよう努めさせていただきます。
54		MOA自然農法A（仮称）を目指す過程としてのB・Cであってほしい。	改定の願いもそこにありますので、当事業団としても努力させていただきます。

55		大型農機を使った栽培を自然農法と言えるのでしょうか。私にも言えることで機械を使った自然農法は別の名前にするべきと考えます。	土壌の条件によって土壌の物理性を向上させる上で、農機は大切なものと考えられます。ただし、過剰な使用はできるだけ避けるべきと考えています。
56		本来の自然農法の実践についてのガイドラインであるならば、岡田茂吉が示したもので、消費者の要望からという表現は適切ではない。	今回の改定はガイドライン本文の改定ではありません。生産された農産物に貼付する表示に関する改定のため、消費者の視点に立って、より自然農法を理解していただけるように考えます。
57		自然農法A（仮称）について、栽培期間中となっていますが、「この農地は」とした方が良いのでは。また、植え付けをしていない間は禁止されている資材を使用しても良いのか？	自然農法はあくまで農地の区画を固定することが基本ですので、「この農地は」は必要ないと思っています。また、自然農法を実施している農地は自然農法ガイドラインに準じた形で維持することが基本となりますので、植え付けをしていない間でも禁止されている資材は使用できません。
58	その他	改定案のMOA自然農法C（仮称）の表示では、MOA自然農法B（仮称）に使用可能な化学肥料があるので、不使用のMOA自然農法C（仮称）の方が上に思われてしまう。	自然農法はこれまで通り化学肥料の使用はできません。また有機JAS法でも化学肥料は認めていません。そのため付表にある肥料及び土壌改良資材は天然由来のものしか認めていません。国の特別栽培ガイドラインでは、有機JASで使用する農薬や肥料はカウントしないために、削減割合に含まれません。そのため、農薬や化学肥料の不使用表示が可能です。
59		MOA特別栽培はそもそもわかりにくい。	自然農法を実施する生産者を拡大したいとの願いから、一般の生産者が入りやすいようにMOA特別栽培（減農薬栽培）の枠を作りました。この時、自然農法は土を大切にすることが原則のため、化学肥料、除草剤等の土壌に施す資材は使わないことにしました。このため、MOA特別栽培は栽培期間中化学肥料は不使用、農薬は栽培期間中当該地域5割以下の使用としています。この点は、今回の改定によって文字表示を行えるようにすることで、より明確になると考えています。
60		おおむね良いと思います。実際にやってみないと分からない点があるのではと思いますので、時々の見直しをお願いします。	生産、流通の実態に合わせ、消費者に分かりやすく安心して食べていただくことが、自然農法の理解をより深めることに繋がると考えています。このため、表示のあり方等をより分かりやすくしていくためにも、今後とも実態に合わせた見直しに努めていきます。
61		生産者にナンバーを与えインターネットで閲覧できるようにする（生産者は年2回程度内容を更新する事）	今後、検討させていただきます。